

工場立地法届出の手引き 及び届出書記載例



令和3年1月

平塚市 産業振興課

目次

1	工場立地法の概要	1
2	届出対象の工場又は事業場（＝特定工場）	1
3	届出の時期	1
4	実施の制限	1
5	届出の流れ	2
6	届出が必要な場合	3
7	届出書類の一覧	4
8	提出部数及び提出先	4
9	届出書・添付書類の記載例	5
	【様式B】特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）	6
	特定工場の新設（変更）の趣旨説明書	8
	【別紙1】特定工場における生産施設の面積	10
	【別紙2】特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	12
	【別紙2-1】特定工場における緑地面積及び配置明細表	14
	【別紙2-2】特定工場における緑地以外の環境施設の面積及び配置明細表	16
	【別紙3】工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	17
	【別紙4】隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	18
	【様式例第1】事業概要説明書	20
	【様式例第2】生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	22
	【様式例第3】特定工場用地利用状況説明書	23
	【様式例第4】特定工場の新設等のための工事の日程	24
	準則計算書（単一業種用）	25
	準則計算推移表	26
	【様式第3】氏名（名称、住所）変更届出書	27
	【様式第4】特定工場承継届出書	28
	特定工場廃止届出書	29

1 工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が周辺との環境の保全を図りつつ適切に行われるよう定められたものです。この中で、最も事業者の方と関連があるのが、工場の敷地利用に関する「生産施設」「緑地」「環境施設」の面積率などの定めです。一定規模以上の工場を「特定工場」といい、その設置や変更に関しては、事前の届出が必要です。

なお、平塚市では、工場立地法第4条の2第1項に基づき、市内立地する特定工場の緑地面積率等について、神奈川県基準に代わる地域準則（工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例）を制定し、本市独自の基準を設定しました。（平成27年10月1日）

2 届出対象の工場又は事業場（＝特定工場）

次の、業種・規模の両方に該当するものが、工場立地法に基づく届出が必要な工場等（特定工場）となります。

【業種】 製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力・地熱・太陽光発電所除く）

【規模】 敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上（水平投影面積）

3 届出の時期

（1）新設又は変更に係る届出

工事に着手しようとする日の91日前まで。（なお、事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、その期間を最大31日前まで短縮可能です。）

（2）その他（氏名等の変更、地位の承継など）

氏名（社名・工場名）等の変更、地位の承継及び特定工場の廃止のあった日以降遅滞なく。

4 実施の制限

法第11条により、届出が受理された日から90日間は原則として工事に着手してならないことになっています。（実施の制限）なお、事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、期間を30日間まで短縮できますが、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないことが必要です。

【参考】工事開始の時点

- ①新設の場合、敷地の造成工事を伴うものはその造成工事の着手の時点とします。なお、造成工事を伴わない場合は、建築物や緑地等の設置工事の中で、最初の工事の着手の時点とします。
- ②変更の場合で、変更の工事を伴うものはその一連の工事の着手の時点とします。例えば、最初に緑地の撤去を行う場合はその時点とします。
- ③変更の工事を伴わない場合で、土地の売買により敷地面積の増加又は減少がある場合は、原則として移転登記の日を変更の時点とします。
- ④製品の変更を行う場合は、製品を変更する日を変更の時点とします。

※実施制限期間の日数の数え方は、民法による計算方法に従うので、届出の日及び工事開始日を日数に含めません。例えば、届出が10/15の場合は、最短で11/16からの工事開始が認められます。

5 届出の流れ

事前相談・協議（計画の概要について、届出者の希望により任意の事前相談）

届出（届出受理）

届出内容の審査

1 敷地面積に対する生産施設面積率

	業種区分	敷地面積に対する 生産施設の面積率
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30%
第2種	伸鉄業	40%
第3種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く）	45%
第4種	鋼管製造業及び電気供給業	50%
第5種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
第6種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く）	60%
第7種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%

2 敷地面積に対する緑地及び環境施設面積率

用途地域	緑地の割合	環境施設の割合 (緑地含む)
住居系地域・商業系地域・市街化調整区域	25%以上	30%以上
準工業地域	20%以上	25%以上
工業地域	10%以上	15%以上
工業専用地域	5%以上	10%以上

3 緑地及び環境施設の配置

4 工場周辺の土地利用状況

準則適合

受理通知（もしくは期間短縮承認書）の発行

工事着工

準則不適合

勧告

変更命令
(勧告に従わない場合)

罰則
(命令に違反した場合)

原則90日経過後

※実施制限期間の短縮により30日まで短縮可能

6 届出が必要な場合

項目	届出の種類	法条文
新設	① 特定工場の新設（特定工場ではない既存の工場等が、敷地面積等の拡大を行い、届出対象の特定工場となった場合を含む）	第6条第1項
変更	② 昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者が昭和49年6月29日以後最初に行う変更	一部改正法附則第3条第1項
	③ 施行令第1条、第2条の改廃時にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う変更	第7条第1項
	④ ①②③の届出をしたものが、その後次の(ア)～(エ)の変更を行う場合（軽微な変更 ^{※1} を除く） (ア) 製品の変更（日本標準産業分類の中分類の変更） (イ) 敷地面積の変更 (ウ) 生産施設面積の変更 (エ) 緑地又は環境施設の変更	第8条第1項
その他	⑤ 届出工場もしくは本社の氏名（社名・工場名）、住所、に変更があった場合。（但し、代表者の変更は届出を要しません）	第12条第1項
	⑥ 譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継	第13条第3項
	⑦ 特定工場を廃止する場合	—

※1) 【軽微な変更】

- ① 生産施設、緑地又は緑地を除く環境施設の面積、並びに緑地又は緑地を除く環境施設の配置の変更を伴わない、当該特定工場の建築面積の変更
- ② 特定工場に係る生産施設の修繕によるその面積の変更であって、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満のもの
- ③ 特定工場に係る生産施設の撤去
- ④ 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- ⑤ 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないもの（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る）
- ⑥ 特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が10㎡以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る）

7 届出書類の一覧

○…提出が必要
 △…変更がない場合は任意提出
 ×…提出不要
 ●…既存工場(S49年以前に設置された工場)で準則計算を利用する場合は提出

(1) 新設又は変更に係る届出

No.	届出書類の名称	備考	新設 (法第6条第1項)	変更 (法第8条第1項)	既存工場が最初に行う変更 (一部改正法附則第3条第1項)
1	特定工場新設(変更)届出書(一般用)	様式第1	○	○	○
	特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)	様式B			
2	特定工場の新設(変更)の趣旨説明書	—	○	○	○
3	特定工場における生産施設の面積	別紙1	○	△	○
4	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2	○	△	○
5	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	別紙3	○*	△*	○*
6	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4	○*	△*	○*
7	事業概要説明書	様式例第1	○	○	○
8	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	様式例第2	○	○	○
9	特定工場用地利用状況説明書	様式例第3	○	○	○
10	特定工場の新設等のための工事の日程	様式例第4	○	○	○
11	準則計算書	—	×	●	●
12	準則計算推移表	—	×	●	●

(2) その他(氏名等の変更、地位の継承など)

No.	届出書類の名称	備考	氏名(名称、住所)変更	工場の承継	工場の廃止
13	氏名(名称、住所)変更届出書	様式第3	○	×	×
14	特定工場承継届出書	様式第4	×	○	×
15	特定工場廃止届出書	—	×	×	○

8 提出部数及び提出先

宛先は、全ての提出書類について「平塚市長」です。提出部数は1部ですが、副本も1部作成してください。(提出の際、副本は受付印を押して返却します。)なお、提出先は次のとおりです。

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
 平塚市 産業振興部 産業振興課(市役所本館5階)
 電話: 0463-21-9758 E-mail: sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

9 届出書・添付書類の記載例

1	【様式B】特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）	6
2	特定工場の新設（変更）の趣旨説明書	8
3	【別紙1】特定工場における生産施設の面積	10
4	【別紙2】特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	12
	【別紙2-1】特定工場における緑地面積及び配置明細表	14
	【別紙2-2】特定工場における緑地以外の環境施設の面積及び配置明細表	16
5	【別紙3】工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	17
6	【別紙4】隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	18
7	【様式例第1】事業概要説明書	20
8	【様式例第2】生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	22
9	【様式例第3】特定工場用地利用状況説明書	23
10	【様式例第4】特定工場の新設等のための工事の日程	24
11	準則計算書（単一業種用）	25
12	準則計算推移表	26
13	【様式第3】氏名（名称、住所）変更届出書	27
14	【様式第4】特定工場承継届出書	28
15	特定工場廃止届出書	29

様式B

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

令和3年3月1日

平塚市長 殿

様式第1の記載例は載せてありませんが、記載方法は様式Bと同様です。

届出者(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

〇〇〇〇食品株式会社
東京都千代田区〇〇 〇丁目〇番〇号
代表取締役 平塚 太郎

(担当者) 総務課 平塚 花子
電話(0463)(23)〇〇〇〇 番

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

Table with 9 main rows and 3 sub-rows for '備考'. Row 1: Location (〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町〇番〇号). Row 2: Product (食パン、菓子パン (0971 パン製造業)). Row 3-4: Area (敷地面積, 建築面積) with before/after values. Row 5-6: Production and environment facility areas. Row 7: Industrial site area and facilities. Row 8: Adjacent land area and fees. Row 9: Start date of construction (令和3年6月10日). Sub-rows: 整理番号, 受理年月日, 審査結果.

- 備考 1. ※印の欄には、記載しないこと。
2. 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。

- (1) 「新設」または「変更」の該当する方に下線を引いてください。
- (2) 届出日（提出日）を記入してください。なお、届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、原則として工事（造成工事含む）に着手することは出来ません。（様式第1で届出した場合は90日）
- (3) 本社情報を記載してください。（代表者は本社の代表者であり、工場長等は不可）
なお、令和2年12月28日以降、押印は廃止されておりますので不要です。
- (4) 製品のほか、日本標準産業分類の細分類を（ ）書きで記載してください。
- (5) 敷地面積、建築面積は、小数点以下を切り捨ててください。
（建築面積は水平投影面積であり、延床面積ではありません。）
- (6) 別図として「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図」を添付してください。
- (7) 工業団地内に工場又は事業場を新設する場合は、別紙3を作成してください。なお、工業団地内であっても、既存工場の変更の場合は不要です。また、該当の無い場合は「該当なし」と記入
- (8) 工場集合地の特例を受ける場合は、別紙4を作成してください。なお、該当の無い場合は「該当なし」と記入してください。
- (9) 届出日から30日を経過した日以降の日付が必要となります。（様式第1で届出した場合は90日）なお、敷地の増減のみの変更の場合は、「造成工事等」の欄に、日付を記入してください。（実施制限期間の日数の数え方は、民法による計算方法に従いますので、届出の日及び工事開始日を日数に含めません。）

特定工場の新設（変更）の趣旨説明書

1 会社概要

(1)

届出工場		本社（届出工場と異なる場合）	
(フリガナ)	〇〇〇〇ショクヒンカブシキガイシャ ヒラツカコウジョウ	(フリガナ)	〇〇〇〇ショクヒンカブシキガイシャ
会社名	〇〇〇〇食品株式会社 平塚工場	会社名	〇〇〇〇食品株式会社
郵便番号	〒254-8686	郵便番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇
住所	神奈川県平塚市浅間町〇番〇号	住所	東京都千代田区〇〇 〇丁目〇番〇号

設備投資予定額 (百万円)	総額	
	環境施設	750
	生産施設・建築物	10
	その他	740
	用地費	0

2 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例による区域区分 (工場の立地している用途地域について該当するものに○印をつけてください。)

区域の区分	用途地域等
1 第一種区域	商業系用途地域、住居系用途地域、市街化調整区域
2 第二種区域	準工業地域
3 第三種区域	工業地域
4 第四種区域	工業専用地域

(2)

3 新設（変更）の内容

(各施設の単位を標準にして該当するものに○印をつけてください。)

敷地	新設	増	減
生産施設	新設	増設(築)	改築(全部・一部) 撤去(全部・一部)
緑地	新設	増設	配置替え 撤去(全部・一部)
緑地以外の環境施設	新設	増設	配置替え 撤去(全部・一部)

(3)

4 新設（変更）の趣旨説明

(1) 理由

弊社は近年、受注が増加傾向にあるが、今後更なる増加が予想される顧客要望に応えるため、新たに第3工場を新設するとともに、ボイラー棟の一部撤去及び新設を行う。また、第3工場の新設に伴い、緑地の一部が減少となるため、代わりに緑地の増設、並びに緑地以外の環境施設の新設を行う。

(4)

(2) 変更内容

単位：m²

	変更前	変更後	増加	減少
生産施設	7,042	8,005	+973	△10
緑地	3,172	3,305	+184	△51
緑地以外の環境施設	596	630	+34	0
敷地面積	22,156	22,156	0	0
建築面積	8,562	9,525	+973	△10

- 備考
- 趣旨説明については、届出理由及び敷地、生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。
 - 標題のうち「新設（変更）」については届出に依りて whichever 該当する文字を○で囲むこと。
 - 工場案内等の会社概要説明書があれば添付してください。

- (1) 届出工場と本社が異なる場合には併記してください。
- (2) 工場の立地している区域の都市計画法上の用途地域、及び条例で定めている区域の区分について該当するものに○印をつけてください。
- (3) 各項目において、該当するものに○印をつけてください。なお、詳細については次のとおりです。

<p><敷地> 増減がともにある場合は、両方に○を付ける。</p>	
<p><生産施設> 全体的に捉えるのではなく、施設番号（セー1等）が付けられた生産施設個々について捉えてください。従って、複数の項目に○がつくことがあります。</p>	
新設	セー1等の番号を新しくつけて、生産施設を設置すること。
増設（築）	現在ある生産施設に増設（築）を行うこと。（セー1等の番号はそのまま面積が増加のみする場合）
改築（全部）	工場建屋等の全面的スクラップアンドビルド。（セー1等の番号はそのまま）
改築（一部）	工場建屋等の一部のスクラップアンドビルド。（セー1等の番号はそのまま）
撤去（全部）	工場建屋等の全面的撤去（セー1等の番号がなくなる）
撤去（一部）	工場建屋等の一部撤去（セー1等番号はそのまま面積が減少のみする場合）
<p><緑地、緑地以外の環境施設> 考え方は生産施設と同じで、番号が付けられた緑地（緑地以外の環境施設）個々について捉えてください。</p>	
新設	リー1等の番号を新しくつけて、緑地等を設置すること。
増設	現在ある緑地に増設を行うこと。（リー1等の番号はそのまま）
配置替え	現在ある緑地の区画をそのまま別の所に移設すること。（リー1等の番号及び面積も変わらない）
撤去（全部）	現在ある緑地の区画を全部撤去すること。（リー1等の番号がなくなる）
撤去（一部）	現在ある緑地の区画を一部撤去すること。（セー1等番号はそのまま面積が減少のみする場合）

- (4) 変更内容の増減欄は、変更前面積と変更後面積の差し引きではなく、増減を別々に記載してください。（「+○○、△●●」と増加分、減少分をそれぞれ記入）

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	
第一工場	セー 1	3,340	3,340	
第二工場	セー 2	3,152	3,152	
ボイラー棟	セー 3	550	560	+20 △10
第三工場	セー 4	なし	953	+953
	↑ (1)		↑ (2)	↑ (3)
生産施設の面積の合計		7,042	8,005	+973 △10

- 備考 1 施設番号欄には、セー 1 から始まる一連番号を記載すること。ただし、法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には、法第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表す正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表す負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表す負の数字と増加面積を表す正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

- (1) 施設番号（施設ごとにセー１から始まる一連番号）を記入してください。
- (2) 該当生産施設の建築面積（水平投影面積）を、小数点以下切り捨てにして記入してください。なお、生産施設を新たに設置する場合には変更前の欄は「なし」と記入してください。また、生産工程が工場建屋単位で独立している場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取り扱ってください。
- (3) 同一生産施設で増減があった場合は差し引きせずに「+〇〇、△●●」と増加分、減少分をそれぞれ記入してください。
- (4) 合計は差し引きせずに「+〇〇、△●●」と増加分、減少分をそれぞれ記入してください。

別紙 2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第1又はB備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
		変更前	変更後	
別紙2-1のとおり 				
緑地面積（様式第1又はB備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計		2,822	2,955	+184 △51
様式第1又はB備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
芝生 第一工場屋上 	ジー1	350	350	
様式第1又はB備考2で区別することとされた緑地の面積の合計		350	350	
緑地面積の合計		3,172	3,305	+184 △51
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積（㎡）		増減面積（㎡）
別紙2-2のとおり 				
緑地以外の環境施設の面積の合計		596	630	+34
環境施設の面積の合計		3,768	3,935	+218 △51

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1、リー2の一部、リー5、カー1
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	1,532㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	工場敷地の東側及び北側には、商業施設等が立地しているため、環境施設は極力敷地周辺部に配置するようにしている。

- 備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
 2 その他は、別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地（様式第1又はB備考2で区別することとされた緑地を除く。）にあっては「リー1」と、様式第1又はB備考2で区別することとされた緑地にあっては「ジー1」と、緑地以外の環境施設にあっては「カー1」と読み替えるものとする。

- (1) ここに記載出来ない場合は、別紙（2-1、2-2）を添付してください。
- (2) 小数点以下切り捨てにして記入してください。また、増減は合算せずに、それぞれ記入してください。
- (3) 建築物屋上等緑化施設等は、「様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地」であり、表記は「ジー1」からはじまる一連番号としてください。
- (4) 緑地（「リー〇」と「ジー〇」）の合計面積を記載してください。
- (5) 緑地（「リー〇」と「ジー〇」）及び緑地以外の環境施設（「カー〇」）の合計値を記載してください。
- (6) 敷地の周辺部に配置する環境施設について、施設（リー1等）の一部が該当する場合は、「リー1の一部」のように記載してください。
- (7) 「正門前は市道〇〇〇号であるが、三方は住宅に囲まれているため、環境施設は極力敷地周辺部に配置するようにしている。」等、具体的に記入してください。

特定工場における緑地面積及び配置明細表

緑地の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	
低木地 正門東側	リ-1	568	568	
樹林地 敷地北側周辺部	リ-2	665	665	
芝生・低木 ボイラー棟周辺部	リ-3	842	842	
芝生 第二工場北側	リ-4	423	382	+10 △51
高木地 敷地南側	リ-5	299	299	
芝生 敷地西側	リ-6	25	199	+174
↑ (1)	↑ (2)		↑ (3)	↑ (4)
計		2,822	2,955	+184 △51

※別紙 2 に記載できない場合は、この様式を使用してください

※通常の緑地と、様式第 1 又は B 備考 2 で区別することとされた緑地をそれぞれ分けて記載してください

(5)

- (1) 緑地の名称の欄には、区画ごとに緑地の種類及びその設置の場所を記載してください。
- (2) 施設番号欄には、緑地はリー1からはじまる一連番号を記載してください。
- (3) 該当緑地面積（水平投影面積）を、小数点以下切り捨てにして記入してください。なお、緑地を新たに設置する場合には変更前の欄は「なし」と記入してください。
- (4) 同一緑地内で増減があった場合は差し引きせずに「+〇〇、△●●」と増加分、減少分をそれぞれ記入してください。
- (5) 合計は差し引きせずに「+〇〇、△●●」と増加分、減少分をそれぞれ記入してください。

緑地以外の環境施設が2倍程度以上の樹木の成育する緑地で囲まれている場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて規則第3条第1号の基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定できますが、この場合は緑地の面積として測定した緑地以外の環境施設の種類をその含まれる緑地の後に（ ）書で付記してください。また、面積欄においてもその面積（内数）を（ ）書で付記してください。

【例】 200㎡のグラウンドが、500㎡の樹林地に囲まれている場合、200㎡のグラウンドは通常は「緑地以外の環境施設」となりますが、当該ケースは「緑地」とみなすことが出来ます。なお、記載要領は次のとおりです。

緑地の名称	施設番号	面積	
		変更前	変更後
樹林地 敷地中央部	リー1	700	700
(運動場)	(リー1)	(200)	(200)

特定工場における緑地以外の環境施設の面積及び配置明細表

緑地以外の環境施設の名 称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前 (㎡)	変更後 (㎡)	
グラウンド	カー 1	246	246	
噴水	カー 2	なし	34	+34
太陽光発電施設	カー 3	350	350	
(1)	(2)		(3)	(4)
計		596	630	+34

※別紙 2 に記載できない場合は、この様式を使用してください
 ※通常の緑地と、様式第 1 又は B 備考 2 で区別することとされた緑地をそれぞれ分けて記載してください (5)

- (1) 緑地以外の環境施設の名称の欄には、区画ごとに施設の種類及びその設置の場所を記載してください。
- (2) 施設番号欄には、緑地以外の環境施設はカー1からはじまる一連番号を記載してください。
- (3) 該当施設面積（水平投影面積）を、小数点以下切り捨てにして記入してください。なお、施設を新たに設置する場合には変更前の欄は「なし」と記入してください。
- (4) 同一施設内で増減があった場合は差し引きせずに「+〇〇、△●●」と増加分、減少分をそれぞれ記入してください。
- (5) 合計は差し引きせずに「+〇〇、△●●」と増加分、減少分をそれぞれ記入してください。

環境施設に専ら従業員の用に供する体育館、クラブハウス等が囲まれているか又は接している場合で、環境施設的面積が体育館、クラブハウス等の5倍程度以上である場合は、体育館等の面積は緑地以外の環境施設の面積として測定できますが、この場合は緑地以外の環境施設として測定した体育館等の名称を最後に（ ）書きで記載し、また面積欄においてもその面積（外数）を（ ）書きで記載してください。

【例】100㎡のクラブハウスが、1,000㎡の野球場に隣接している場合、100㎡のクラブハウスは通常は「緑地以外の環境施設」となりません。当該ケースは「緑地以外の環境施設」とみなすことが出来ます。なお、記載要領は次のとおりです。

緑地の名称	施設番号	面積	
		変更前	変更後
野球場	カー1	1,000	1,000
(クラブハウス)	カー2	(100)	(100)

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称	平塚市〇〇〇工業団地			
工業団地の所在地	平塚市〇〇〇			
工業団地の面積	〇〇〇, 〇〇〇㎡			
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計	〇〇〇, 〇〇〇㎡			
工業団地	<div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 新設する工場で工業団地の特例適用を受けようとする場合のみ提出が必要な書類です。(なお、令和3年1月現在、平塚市内には特例適用を受けることが出来る工業団地はありません。) </div>			〇〇〇, 〇〇〇㎡
うち緑地で区別することとされた緑地を除く。)	面積	〇〇, 〇〇〇㎡	/	
うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	〇〇, 〇〇〇㎡		
うち緑地以外の環境施設	面積	〇〇, 〇〇〇㎡	種類	多目的公園
その他の共通施設	面積	〇〇, 〇〇〇㎡	種類	調整池
その他の施設	面積	〇〇, 〇〇〇㎡	種類	道路、河川敷
工業団地等の配置に関する概略図 その他の説明	概略図は別紙のとおり			

備考 1 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

別紙 4

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称	〇〇緑地帯、〇〇テニスコート			
隣接緑地等の所在地	神奈川県平塚市〇〇〇			
隣接緑地等の面積の合計	〇〇, 〇〇〇㎡			
うち緑地（ 備考2で区別することとされた緑地を除く。）	工場集合地の特例を受ける場合のみ、提出することが必要な書類です。			
	面積	〇〇, 〇〇〇㎡		/
	うち様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地	面積	〇〇, 〇〇〇㎡	
うち緑地以外の環境施設	面積	〇〇, 〇〇〇㎡		種類
事業者の負担する総額	設置費用	〇〇〇, 〇〇〇円		
	維持管理費用	〇〇〇, 〇〇〇円		
うち届出者の負担費用	設置場所	〇〇〇, 〇〇〇円		
	維持管理費用	〇〇〇, 〇〇〇円		
隣接緑地等の配置に関する概略図 その他の説明	概略図は別紙のとおり			

備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

様式例第 1

事業概要説明書

1	生産開始の日 (昭和62年4月20日) ← (1)		令和4年3月30日 ← (2)		
2	主要製品別生産能力及び生産数量				
	製品名	生産能力	生産数量		
	チーズケーキ	30,000個/日	25,000個/日		
	アップルパイ	12,000個/日	10,000個/日		
	アンパン	27,000個/日	22,000個/日		
3	水源別工業用水使用量 計 200 (単位: トン/日)				
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他
	200				
4	電力の使用量 計 1,100 (単位: KWH/日)				
	買電による電力使用量		自家発電による電力使用量		
	1,100				
5	従業員数 計 242 (単位: 人)				
	職員	男 35 女 24	工員	男 60 女 123	計 男 95 女 147

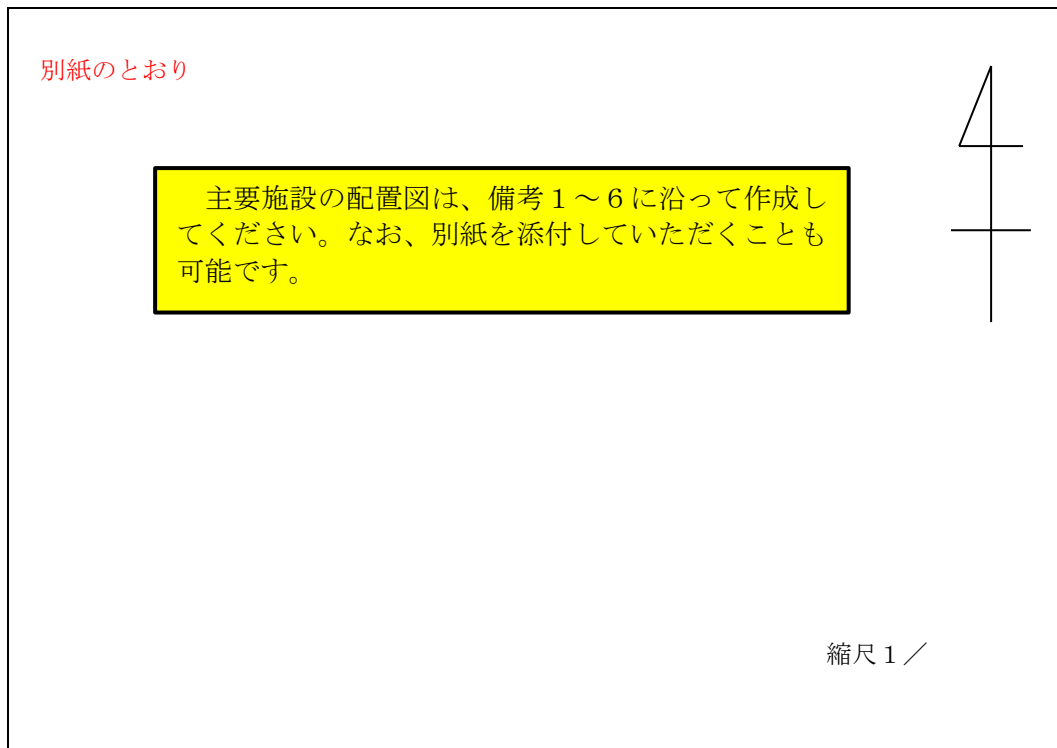
備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。
(例 トン/日、m³/月 等)

2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4を用いて下さい。

- (1) 当該工場の操業開始の日を（ ）書きで記載してください。
- (2) 当該届出に係る生産施設の稼働開始の日を記載してください。なお、当該届出が生産施設の増減に影響がない場合には、空欄で構いません。
- (3) 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。
(例 トン／日、m³／月 等)
- (4) 従業員数は、別会社の従業員、パート等であっても、工場内で日常的に働いている人を含めてください。

様式例第2

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



- 備考
- 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
 - 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記して下さい。
 - 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則様式第1又は第2の別紙1及び2に記載した施設番号を付記して下さい。

施 設 の 名 称	色 彩
生 産 施 設	青
緑 地	緑
様式第1又は第2で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあつては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場等にあつては二千分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規模及びその周知方法を記載した書類を添付して下さい。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	22,156㎡	うち自己所有地	22,156㎡
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を ○で囲んで下さい。)	①工業専用地域	②工業地域	③準工業地域
	④住居系地域	⑤商業系地域	⑥市街化調整区域
	⑦未線引都市計画区域	⑧都市計画区域外	⑨都市計画なし
特定工場用地利用状況説明図		特定工場の用に供する土地 の説明	
<div style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;"> 特定工場用地利用状況説明図は、備考3、4に沿って作成してください。なお、別紙を添付していただくことも可能です。 </div>		○○工業団地	

- 備考1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自己の所有地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入して下さい。
 - 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入して下さい。
 - 4 特定工場用地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺2km程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林・農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示して下さい。

特定工場の新設等のための工事の日程

年 月		工 事 の 日 程									
		R3年 6月	R3年 7月	R3年 8月	R3年 9月	R3年 10月	R3年 11月	R3年 12月	R4年 1月	R4年 2月	R4年 3月
工 事 の 種 類											
造 成 (埋 立) 工 事											
生 産 施 設 の 設 置 工 事											
施 設 の 名 称	施 設 番 号	備考1～4に沿って作成してください。									
第三工場	セー4										
環 境 施 設 ・ 緑 地 の 設 置 工 事											
施 設 の 名 称	施 設 番 号	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 6/30 ← ← → 3/5 → 3/30 稼働 </div>									
第二工場北側	リー4										
敷地西側	リー6										
噴水	カー2	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 6/10 ← 一部撤去・増設 ← → 9/5 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 5px;"> 7/1 ← 増設 ← → 9/30 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 5px;"> 7/1 ← 新設 ← → 8/15 </div>									
その他の主要施設の設置工事											

- 備考 1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。
- なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。
- また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。
- 2 施設の種類、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の種類、番号を記載して下さい。
 - 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の種類に明記して下さい。
 - 4 変更の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

準 則 計 算 書 (単一業種用)

中分類業種名 _____

細分類番号 _____

γ : _____ α : _____

(1) 生産施設

$$(単一業種) \quad \left[P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \right]$$

昭和49年6月28日時点で既に設置されている工場等、又は昭和49年6月28日時点で設置のための工事が行われている工場等であり、かつ、現時点において法に定める生産施設・緑地・環境施設の面積率を満たしていない際に提出する必要がある資料です。(それ以外の場合は、提出不要です。)

当該準則計算書では、生産施設、緑地、環境施設について、それぞれ記載されている計算式に該当する数字を当てはめて、各自計算を行ってください。なお、最終的には各計算式が成り立つ結果であることが求められます。(計算式が成り立たない場合には、事業計画自体の見直しを検討する必要があります。)

なお、記入方法が分からない場合には、別途「平塚市産業振興課」までお問合せください。

第四種区域 : 0.05

(3) 環境施設

$$(単一業種) \quad \left[E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0. - \frac{E_0}{S} \right) \right]$$

第一種区域 : 0.3
 第二種区域 : 0.25
 第三種区域 : 0.15
 第四種区域 : 0.10

- 備考
- 1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4ケタ)を記載のこと。
 - 2 二以上の業種に属する特定工場等の場合には、様式は定めていない。各業種毎の生産施設の面積を γ 、 α の値別に整理したものを添付すること。
 - 3 計算は小数点第6位を四捨五入すること。

(例2)

準 則 計 算 推 移 表

会社工場名	〇〇〇〇食品株式会社 平塚工場			
所在地	神奈川県平塚市浅間町〇番〇号 〒254-8686			
	Tel〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (団地名)	団地特例	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	
担当者	総務課 平塚 花子	代表業種名	097 パン・菓子製造業	
<p>昭和49年6月28日時点で既に設置されている工場等、又は昭和49年6月28日時点で設置のための工事が行われている工場等であり、かつ、現時点において法に定める生産施設・緑地・環境施設の面積率を満たしていない際に提出する必要がある資料です。(それ以外の場合は、提出不要です。)</p>				
α i	1.2			
昭和49年6月28日現在の状況	増設可能敷地面積	(計算式)		G0 〇〇〇
	〇〇〇	$\text{〇〇〇} \left(\text{〇〇〇} - \frac{\text{〇〇〇}}{0.65 \times 1.2} \right)$		E0 〇〇〇

整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	G1	当該E設置	E1	備考
		当該変更面積	変更後面積	(G0)	(次回G0)	(E0)	(次回E0)	
29平第〇号	97 1	+〇〇 △〇〇	〇〇〇	+〇〇 △〇〇	〇〇〇	+〇〇 △〇〇	〇〇〇	
H〇.〇.〇				(〇〇)	(〇〇)	(〇〇)	(〇〇)	
〇〇〇								

備考

- ・ G0…昭和49年6月28日現在の緑地面積
- ・ E0…昭和49年6月28日現在の環境施設面積 (緑地面積含む)
- ・ 当該G (E) 設置…当該変更に伴い設置される緑地 (環境施設) の面積
- ・ (G0) { (E0) } …当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積 (環境施設) のうち当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地 (環境施設) の面積を超える面積
- ・ G1 (E1) …当該変更後に設置されている緑地 (環境施設) の面積の合計 次回G0 (次回E0) …当該変更後に設置されている緑地 (環境施設) {当該届出前に届けられた緑地 (環境施設) の面積の変更に係るものを含む} の面積の合計のうち昭和49年6月28日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地 (環境施設) の面積の合計を超える面積
- ・ 備考…期間短縮等について記入

氏名（名称、住所）変更届出書

令和〇年〇月〇日

平塚市長 殿

届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者）

法人名 〇〇〇〇フーズ株式会社

法人の所在地 東京都千代田区〇〇 〇丁目〇番〇号

代表者役職・氏名 代表取締役 平塚 太郎

（担当者）所属部署と氏名 総務課 平塚 花子

電話 0463 (23) 〇〇〇〇

氏名（名称、住所）に変更があったので、工場立地法第12条第1項の規定により、次のとおり、届け出ます。

変更の内容	変更前	〇〇〇〇食品株式会社		
	変更後	〇〇〇〇フーズ株式会社		
変更年月日	令和〇年〇月〇日	変更の理由	商号変更	
※整理番号		※受理年月日		
※備考				

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特定工場承継届出書

令和〇年〇月〇日

平塚市長 殿

届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者）

承継後の法人名 〇〇〇〇フーズ株式会社

法人の所在地 東京都足立区〇〇 〇丁目〇番〇号

代表者役職・氏名 代表取締役 平塚 次郎

（担当者）所属部署と氏名 総務課 平塚 三郎

電話 03（〇〇〇〇）〇〇〇〇

特定工場に係る届出をしたものの地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により、次のとおり、届け出ます。

被承継者	氏名又は名称	(承継前の工場の名称) 〇〇〇〇食品株式会社		
	住所	(承継前の工場の本社の住所) 東京都千代田区〇〇 〇丁目〇番〇号		
特定工場の設置の場所	(工場の住所) 神奈川県平塚市浅間町〇番〇号	承継の年月日	令和〇年〇月〇日	
		承継の原因	(合併、売買等) 合併	
※整理番号		※受理年月日		
※備考				

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特定工場廃止届出書

令和〇年〇月〇日

平塚市長 殿

届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者）

法人名 ○○○○食品株式会社

法人の所在地 東京都足立区〇〇 〇丁目〇番〇号

代表者役職・氏名 代表取締役 平塚 太郎

（担当者）所属部署と氏名 総務課 平塚 花子

電話 0463 (23) ○○○○

下記のとおり、特定工場を廃止いたしますのでお届けします。

事業主の名称及び住所	東京都足立区〇〇 〇丁目〇番〇号	
廃止の理由	（移転、土地売却、賃貸、閉鎖等について記載してください。） 工場の閉鎖	
廃止に係る特定工場の所在地	（廃止届の対象となる特定工場の所在地） 神奈川県平塚市浅間町〇番〇号	
移転による廃止の場合における新工場の概要	所在地	（※移転の場合は移転先住所を記載）
	規模	（敷地面積、従業員人数等） （※移転の場合は移転先の規模を記載）
廃止に係る特定工場の概要	主要製品	食パン、菓子パン
	敷地面積	22,156㎡
	建築面積	8,562㎡
	生産施設面積	8,005㎡
	従業員数	242人
	廃止に伴う従業員の配置先等	他工場への配置転換
跡地の処分方法	特になし	
廃止（予定）年月日	令和〇年〇月〇日	

工場立地法届出の手引き及び届出書記載例

令和3年（2021年）1月

編集・発行 平塚市産業振興部産業振興課
〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
電 話 0463-23-1111（代表）
0463-21-9758（ダイヤルイン）
FAX 0463-35-8125
e-mail sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp